

第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度について (トップレベル事業所認定制度の改正内容)

東京都キャップ&トレード制度
第6回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」
令和5年4月28日(金曜日) 14:00~17:00
オンライン会議

(1) 今後のトップレベル事業所認定制度の考え方と新たな目標像

◆ 今後のトップレベル事業所認定制度の考え方

【これまでの考え方（制度創設時）】

- 日本の優れた省エネルギー技術をトップレベルの認定要件に位置付け、対象事業所の到達すべき目標として提示し、トップレベル事業所への誘導を推進



【今後の考え方】

- 2050年のゼロエミッション化実現に向け、省エネに加え、再エネ利用を推進する事業所の目標となるよう取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所への誘導を推進



◆ 「トップレベル事業所」の目標像

事業所のゼロエミッション化の実現に向け、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にも繋がるような取組を積極的に推進する事業所

(2) 新たな認定区分

- 今後、ゼロエミッション化に向けた取組を促進できるよう、より高いレベルの認定区分を加え、従来の2区分から3区分へ変更する
- 各認定区分にゼロエミッション化に向けた計画の作成、再エネ利用等を求め、取組のレベルを引き上げる
- すべての認定区分を、従来同様、同一の評価項目・基準を用いて評価する

新設

認定区分 (名称は仮称)	トップレベル事業所 A	トップレベル事業所 AA	トップレベル事業所 AAA
認定事業所のイメージ	一定水準の省エネ対策・再エネ利用を実施	更なる省エネ対策や再エネ利用の取組を実施	事業所でのゼロエミッション化に向けた省エネ・再エネの取組 + 更に進んだ環境配慮等を推進
認定水準	総合得点70.0点以上	総合得点80.0点以上	総合得点90.0点以上
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 推進体制等の一般管理事項 (評価項目Ⅰ 15項目) 高効率機器の導入 (評価項目Ⅱ 21項目) 高効率機器の運用対策の実施 (評価項目Ⅲ 13項目) 再生可能エネルギーに関する事項 (評価項目Ⅳ 1項目) ゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項 (評価項目Ⅴ 2項目) <p>※ () 内の必須項目数は事業所の用途や竣工年により変化する</p>		
不合格要件数	評価項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで2以内、Ⅳ・Ⅴで2以内 (竣工年により、不合格要件の数は緩和)	評価項目Ⅳ・Ⅴで2以内	0
認定への促進策*	<ul style="list-style-type: none"> 削減義務率の減少なし (既認定事業所の場合経過措置で義務率を4/5に減少)* 超過削減量の発行上限の撤廃 (削減義務率の減少を受けている場合は変更無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 削減義務率の減少なし (既認定事業所の場合経過措置で義務率を3/5に減少)* 超過削減量の発行上限の撤廃 (削減義務率の減少を受けている場合は変更無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 削減義務率の減少なし 超過削減量の発行上限の撤廃

* その他の認定促進策は更に検討 ※ 第四計画期間における既認定事業所への義務率減少は、省エネ相当分のみ従来同様の緩和率(1/2又は3/4)を適用し、義務率の3/5(トップレベルAA)又は4/5(トップレベルA)

(3) 新たな認定ルート

- 各認定区分の水準を満たせば、一回の申請で認定可能とする（認定初回から最上位区分の認定も可）
- トップレベル認定を通じて、設計時に加え運用時も含めて、高いレベルで省エネ・再エネ利用に取り組む事業所を増やすため、**建築物環境計画書制度と連携して評価する認定ルートを新設**

【建築物環境計画書制度と連携した評価方法】

<連携の概要（得点換算の考え方）>

- トップレベル事業所認定基準のうち、「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」の評価を建築物の外皮性能と設備性能で置き換えて評価
- 建築物環境計画書で報告されるPAL*低減率（BPI）、ERR（BEI）の値を用いて一定の得点換算を実施。
（但し未評価技術※については、別途評価し得点換算する）

※ 未評価技術…建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費量の計算を行い、申請に利用可能なプログラムで部分的な評価に留まる技術、評価対象となっていない技術のうち、実務に関わる技術者から、評価開発に対する強い希望があった技術として公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表している技術

<建築物環境計画書制度と連携するための要件>

- 2017年度以降の様式によって提出された建築物環境計画書を対象とする。
- 建築物環境計画書でERR(BEI)の段階3※の事業所のみが対象。
また、建築物省エネ法において、一部の基準適合のみで適合判定が可能な用途（工場や情報通信、物流等）は対象外とする。
- 事業所の竣工後5年以内かつ最初の認定申請時のみ、連携を可能とする。
- 既存事業所において建物が追加で建設された場合は、事業所の延床面積の80%以上が建築確認申請の対象となる時に連携を可能とする。

※現在検討中の建築物環境計画書制度の改正後の基準を想定。現状案では事務所用途でERR(BEI) 40以上

(4) 新たな評価項目

◆ 既存評価項目の見直しの考え方

- 現状のトップレベル事業所の得点状況を踏まえ、一般的となった設備の評価項目を廃止（但し、廃止により取り組まなくなることを避けるべき項目は廃止しない）
- メーカーヒアリングやカタログ調査等による最新技術の動向を踏まえ、項目の追加、基準見直し等を実施
- これまでの事業所の現場確認においてあまり実施されていなかったが、省エネに寄与する運用対策の項目を追加

◆ 新設区分の項目設定の考え方

- 事業所の新たな取組を促すため、再エネ利用及びゼロエミッション化や更に進んだ環境配慮の取組を評価する項目を追加（Ⅳ、Ⅴ）
- Ⅳでは、従来からのオンサイトでの再エネ利用の他、オフサイトや電気需給契約による再エネ利用、電気需要の最適化等の評価項目を設定
- Ⅴでは、ゼロエミッション化・ZEB化のロードマップ策定や、一次エネルギー消費量・CO₂排出量等の削減実績に加え、気候変動適応策や、持続可能な低炭素資材の利用等の環境配慮の取組に関する評価項目を設定

◆ 第四計画期間の評価項目の構成と配点

※ 配点()内は現行基準の配点

新設

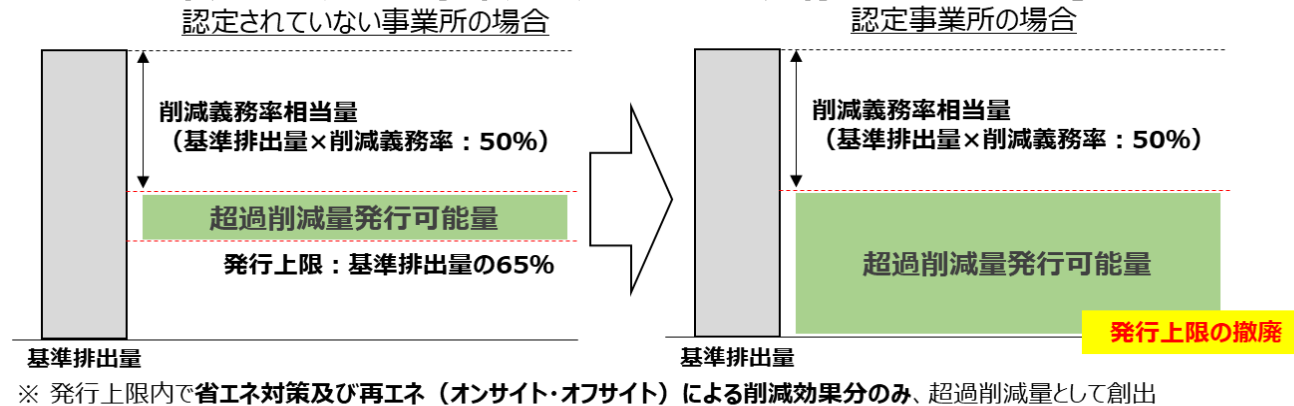
		I 一般管理項目	II 建物及び設備性能に関する事項	III 事業所及び設備の運用に関する事項	IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	合計	
評価項目の区分		1. CO ₂ 削減推進体制の整備 2. 図面・管理標準等の整備 3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録 4. エネルギー消費量・CO ₂ 排出量の管理 5. 保守・点検の管理	1. 自然エネルギーの利用 2. 建物外皮の省エネルギー性能 3. 設備・制御系の省エネルギー性能	1. 運用管理 2. 保守管理	1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用 2. オフサイトの再生可能エネルギーの利用 3. 電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用 4. 電気需要最適化	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減 2. 気候変動適応策 3. その他の環境配慮の取組	100 25 125	
配点	必須	10(10)	45(60)	25(30)	10(-)	10(-)		
	一般							
	加点	25(20)				25		

(5) 認定への促進策

◆ 削減義務率等の取り扱い

- 今後、ゼロエミッションに向けて省エネ・再エネ両面から排出削減を進める事業所を認定するという考え方を踏まえ、削減義務率の減少については、既認定事業所への経過装置を除き原則として廃止
(既認定事業所の削減義務率減少率は、省エネ相当量を従来同様1/2(又は3/4)に緩和するとの考え方を基本として、義務率の3/5(又は4/5)とする)
- 優れた取組を進める認定事業所が早期に排出削減を進める後押しとなるよう、認定事業所の超過削減量の発行上限を撤廃

【トップレベル認定事業所の超過削減量発行方法のイメージ】



◆ 認定申請等における事務手続きの負担軽減

- 認定申請の信頼性と負担軽減を両立することを基本に、事業所による取組状況の自己評価や第三者検証時における事務手続きの負担軽減策を検討

◆ 公表・広報等の充実

- 公表する認定事業所の取組内容に、再エネ利用に係る取組内容を追加
- 認定事業所の社会的・経済的評価の向上に資するような広報の充実等の取組を強化（ウェブサイト、SNS等での公表内容の充実、都による表彰等）

(6) 第三計画期間におけるトップレベル事業所認定期間の延長

- 可能な限り早期にトップレベル水準の排出削減の取組を促すため、第三計画期間においてもこれまでと同様、計画期間を跨いで認定期間を5年間有効とし、第四計画期間の初年度だけでなく、第三計画期間の4、5年度目での認定申請を促進
- その場合、認定事業所の第4計画期間の削減義務率の減少は、第四計画期間からトップレベル事業所AA(現行トップレベル事業所)は3/5、トップレベル事業所A(現行準トップレベル事業所)は4/5とする。

【認定期間の延長のイメージ】 ※ 水色塗りつぶしは認定期間。義務率減少率()内はトップレベル事業所A(現行準トップレベル事業所)の値

	第三計画期間					第四計画期間					
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
2020年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)					
2020年度認定だが継続しない期間がある場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					認定期間が継続しない場合は削減義務率減少なし					
2023年度認定の場合 (2024年度も同様の考え方)	現在	削減義務率減少率1/2(3/4)					第四計画期間の削減義務率減少率へ変更				
	変更後	期をまたいで継続して削減義務率を減少					削減義務率減少率3/5(4/5)				